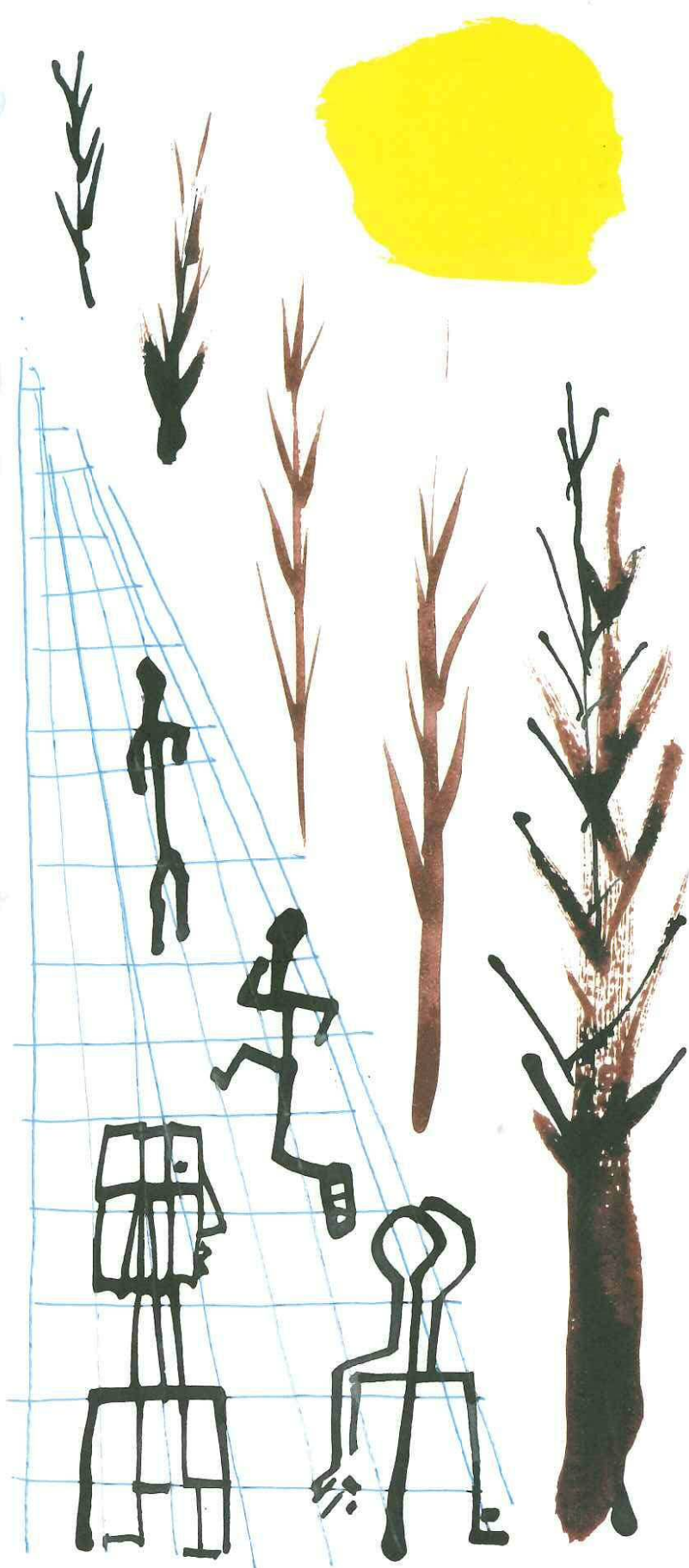


# The Heartful O A G

VOLUME  
**1**  
2004.10

企業価値向上を目指して



interview [人生の航海]

OAG代表 太田 孝昭

[知って得する法人税 Q&A]

青色申告の改正について

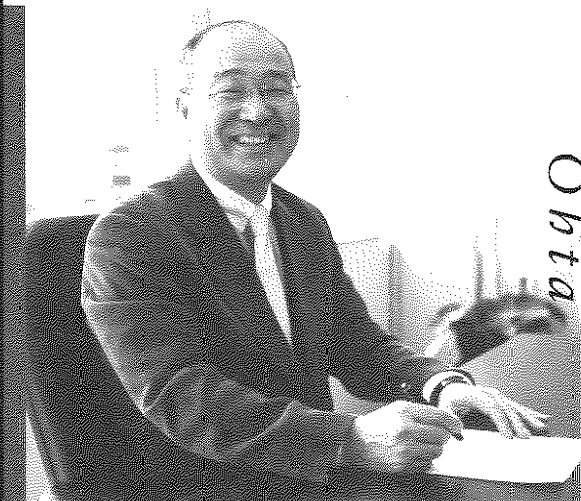
[知って得する資産税 Q&A]

- 土地・建物の売却による所得税の計算
- 非上場の株式評価について

[OAG紹介]

- グループの意味と組織
- 会社の紹介
- 太田会計の部署紹介

## The Heartful OAG 刊行にあたって



太田 孝昭  
(太田アカウンティンググループ代表)

昭和52年7月 東京国税局入局

昭和63年5月 税理士開業登録・太田税務会計事務所開設・  
所長就任

平成3年9月 太田・細川会計事務所へ名称変更

平成4年9月 株式会社ビジコム、株式会社経理秘書を設立・  
代表取締役就任

平成9年4月 総合福祉研究会会長就任

事務所開設以来15年が経過し、多くのお客様にご支援を頂き、大変感謝いたしております。

思い出すと独立した時の志は「中小企業の支援」でした。

中小企業は多くの可能性を持ちながらも、その経営基盤も脆弱だし、経営資源も不足しております。

私はそこに太田・細川会計事務所の存在の理由があると信じています。私共の会計事務所が存在し続けるには、お客様への貢献なくしてはありえません。

お客様への企業価値向上への貢献をいかに行うか。

私共会計事務所はお客様にとってどのような存在なのだろうか。

まずは税務会計のプロとしての会計・税務を適正に処理し、月次決算の早期化、部門別損益計算等を通じて会社経営の戦略的パートナーとして貢献すべきと考えております。

また、私共はお客様から外部に伸びる1本のアンテナでもありたいと考えています。

企業で発信すべきものであれば、それを外部に伝え、外部でおこっている情報のうち有益なものはお客様に伝える役目です。

そうであればアンテナは高く感度がいいものでなければなりません。

必要に応じ、社外役員のような役割も期待されたとしたらこれにどう答えるのか。

とても荷が重いにしても、何か貢献できないのか。

これらに完璧に答えることは出来ないまでも、太田・細川会計事務所はお客様企業のご支援が本業ですし、こうありがたい人の集合です。

集合した人の力をいかにお客様に役立てるのか、全てがそこから始まり、そこに尽きます。

「The heartfelt OAG」はそんな役割を持ってスタートしました。

今まで何をしていたんだ、遅すぎるよとお叱りを受けそうですが、とにかくここに第一歩を標すことが出来ました。

これからも太田・細川会計事務所はここから始まるという気持ちでスタートしますので、今後とも宜しく願い申し上げます。

## 知って得する法人税

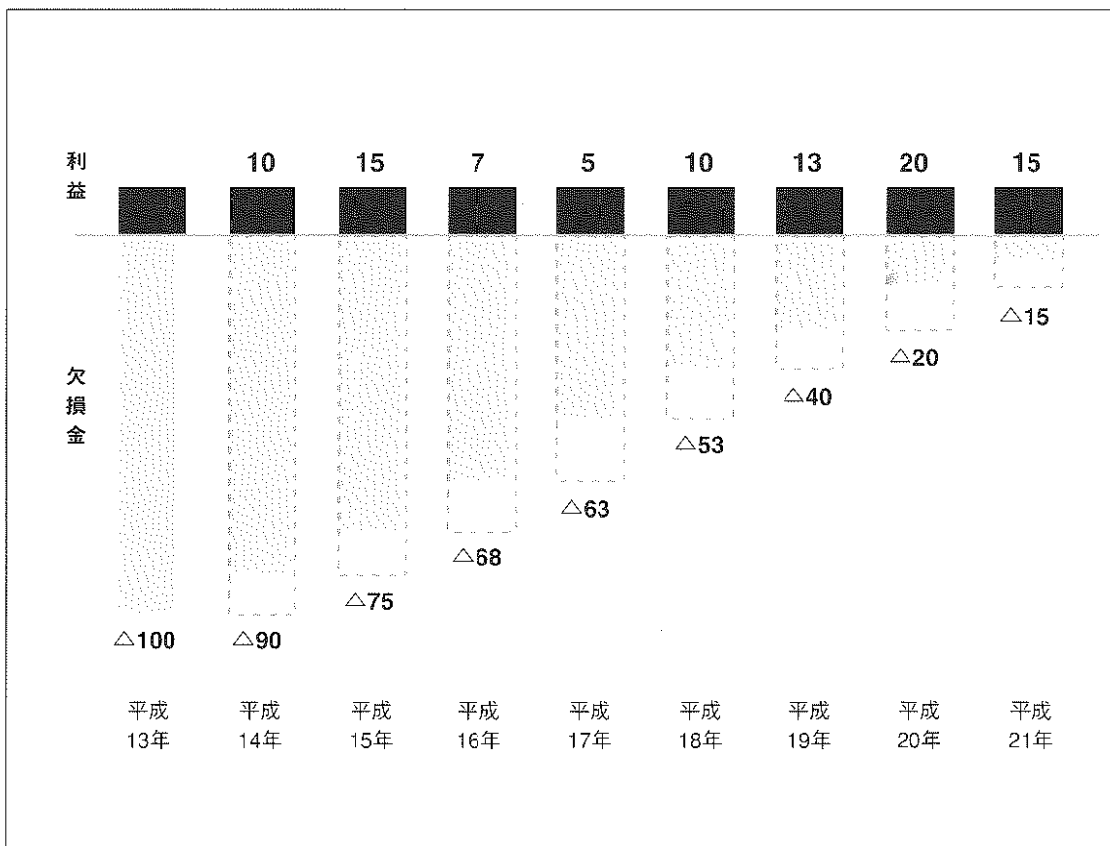


日々の業務を通じてその企業でなにが起こっていて、なにが今必要なのかを常に見極め最善の判断をいたします。会計、経理、税務のプロフェッショナルとして我々のノウハウを提供できると確信しています。

**Q** 青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が改正になったと聞きましたがどのようなものですか？

**A** 欠損金の繰越控除制度は、会社の決算で生じた赤字(欠損金)を翌期以降の利益と相殺して法人税等を軽減できるというものです。  
今回の改正では、控除することができる期間が5年から7年に延長されました。赤字法人が増加している昨今の事情を考慮したものといえます。

延長が適用されるのは、平成13年以後の事業年度で生じた欠損金からですので、実際のメリットを享受できるのは、平成19年度以後となります。  
なお、欠損金の繰越期間の延長とあわせて法人税にかかる帳簿書類の保存期間のうち従来5年とされている部分の帳簿書類が7年に延長されます。



※中小企業投資促進税制の取得価額要件が16年4月1日以後開始事業年度から引き上げられました。器具備品の取得価額要件を100万円以上から120万円以上に、リース費用総額要件を140万円以上から160万円以上に引き上げられ、適用期限も2年間延長されました。また、中小企業者等又は中小連結法人が機械等を取得した時の特別償却又は税額控除制度の適用期限も2年間延長されました。

## 知って得する 資産税

# Q & A

複雑で目まぐるしく変わる税務行政のなかで、皆様の財産をいかにして守り、次の世代にどのようにして財産を承継するかをご一緒に考え、サポートします。最良の判断の積み重ねが、皆様の生活と財産をより良いものにするに確信しています。

**Q** 今年の税制改正で、不動産を売却して損失が出た場合、他の給与所得等との損益通算（相殺）ができなくなったとのことですが、どのような内容なのでしょうか。

**A** 平成15年までは、土地、建物等を売却した場合に生じた損失については、土地、建物等の売却による所得以外の所得（給与所得、不動産所得、配当所得等）と損益通算（相殺）して、トータルとしての所得税を軽減することができました。

今年の税制改正でこれらの損益通算ができなくなりました。ただ、例外的に自宅を売却した時に生じた損失については、条件はありますが他の所得と損益通算ができ、損益通算後も損失が残った場合には翌年以降3年間繰り越せます。

### 【損益通算ができる主な条件】

- (1) 自宅の売却であること。
- (2) 売却した不動産に借入金（ローン）が残っていること。
- (3) 損益通算できる損失は、借入金（ローン）残高から売却した代金を差し引いた残額を限度とすること。

図示すると次のようになります。

居住用財産		売却損失切捨 5,000万円	《損益通算》	
取得価格 7,000万円	売却損失	5,000万円	住宅借入金残高 4,000万円	繰越損失 1,200万円 他の所得 800万円
	売却価格			
			限度額 2,000万円	

(注) 損益通算後の売却損失1,200万円は、翌年以後3年間繰越すことができます。3年経過後に繰越し金額に残額がある場合は切捨られます。

**Q** 非上場の株式でも、贈与する月によって評価額が違い、贈与税も違うようですが、なぜなのでしょう。

**A** 非上場の株式の評価は、大別すると(1) 類似業種比準価額方式と(2) 純資産価額方式に区分されます。

(1)の方式については、会社の配当金額、利益金額、純資産価額を同業種の上場会社の平均と比較し上場会社に準じて評価します。単純に言ってしまうと、会社の配当、利益、純資産が同業種の上場会社の2倍であれば、評価する会社の株価は、上場会社の株価の平均の2倍となります。この方式は、規模的に大きい企業が該当します。一方、(2)の方式については、会社の純資産（資産－負債）を基に評価します。

なお、資産は帳簿価額でなく時価で計算します。例えば帳簿価額1,000万円の土地でも、時価が5,000万円なら5,000万円で計算します。(2)の評価方式は規模的に小さい企業の評価方法となります。会社の規模が平均的な場合は、(1)の方式と(2)の方式を併用して計算し、これが一般的です。

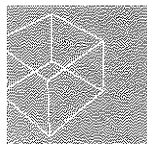
ここで、(1)の方式は、上場している同業種の会社株価の平均（月毎）をベースにしますので、それらは、毎月変わります。結果として評価する会社の株価に影響を与えます。そのため、非上場の株の贈与を考えるような場合でも、株式市場の動向に注意が必要です。当然、同業種の株価が下がっているような時期に贈与すれば、贈与する株価の評価も低くなり、税額も減少するわけです。

※個人が土地を売却した場合や非上場の株式を売却した場合は、他の所得とは合算せず、分離して課税されますが、平成15年までその税率はどちらも26%（国税20%、住民税6%）でした。平成16年以降はその税率が下がりどちらも20%（国税15%、住民税5%）となりました。なお、上場株式はこれとは別に10%（国税7%、住民税3%）です。

# ◎AG 紹介

日本の経済構造の著しい変革は、大企業から中小企業・個人企業に波及し日本のすべての企業が厳しい事業改革や経営革新を迫られています。私たちは、この厳しい社会情勢を突破し、さらなる成長を志向する企業経営者、個人事業主の皆様方のベストパートナーとしてお役に立ちたいと願っています。OAGは、お客様の立場にたって最高峰のサービスを提供し続ける、税務、経理、会計、経営の専門科集団としての認識と、高い使命感をもってお客様に貢献する喜びを共有していくことに全力を尽くしていくことが、私たちの目指す姿です。

## ▼OAG (太田アカウンティンググループ) の組織図



## 太田・細川会計事務所 [所長 税理士 太田孝昭]

- 創業 昭和63年
- 資本金8,000万円
- 従業員55名

税務、会計、経営に関する全般

### 事務所内の部署紹介

#### マネジメント・ソリューション部

1. 新規業務(商品)の開発・企画・提案に関する業務
2. 経営、会計、監査、税務に関する専門情報の調査業務
3. 法人税、資産税部門で対応し難しい業務への対応 等

#### クライアント・コミュニケーション部

1. 新規顧客開拓
2. リスク管理(特に損害保険・土壌汚染調査他)
3. 不動産(土地・建物)情報案内
4. 広告宣伝活動

#### 経営管理部

1. 太田・細川会計事務所の総務・経理・人事・給与・秘書・ITを統括
2. 事務所の中長期計画を推進する上で中核を担う部署
3. 業務部門を強力にバックアップ

#### 法人事業推進部

1. 事業計画の策定とそのフォローにより、企業運営のサポート
2. 企業経営者の財産形成のサポート
3. 社内・社外向け研修会等の作業全般をサポート

#### 税務審理室

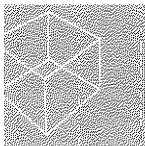
1. 国税局OBとしての豊富な人脈と経験をもつ数名の税務専門家との提携により、高度な税務案件に対応
2. 複雑な税務申告書の作成
3. 税務調査の対応を協力的にバックアップ

#### 法人税部

1. 月次巡回訪問から決算・財務申告までの業務を通じて、今、お客様に何が必要なのかを常に見極め、プロフェッショナルとしてのノウハウを提供
2. お客様に最適な経理・財務システムを提案し、企業体質の強化をサポート

#### 資産税部

1. 個人の資産税(相続、所得)全般に関する申告・相続業務
2. 事業承継に備えた財産評価及びコンサルティング業務等
3. 資産の譲渡・運用等の税務コンサルティング業務



## 株式会社 ビジコム

www.busicomaudit.com

ビジコムの経営監査サービスは、高度な監査分析力を活かし、重要な経営課題を解決し、企業の発展を支援します。

企業発展には当然のことながら、事業の拡大・新規ビジネスの展開という前向きな姿勢が必要です。しかし、この前向きの歩みも、確固たる内部管理システムを抜きにしてはありえません。内部管理システムの欠落が、企業のモラル・信頼関係を崩壊させるばかりでなく、企業そのものを崩壊させることもあります。

ビジコムでは、内部監査を通じ、内部管理システムを構築するための課題を抽出し、課題の改善支援を行っています。社内組織から独立したビジコムが内部監査を行うことにより、社内の人間関係その他の障害を廃し、有効な監査を実現いたします。また、当社では、長年にわたり構築した内部監査ノウハウと、経験豊かなスタッフにより、

クライアントの個別ニーズに合わせた監査ミッションを企画、ご提供し、目に見える効果を発揮させていただきます。

ビジコムは昨今の困難な経済情勢の中でも、着実な発展を実現するために、必ずお役に立つものと確信しております。

■ 創業 平成3年 ■ 資本金1億 ■ 従業員15名

【東京本社】

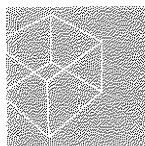
東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル3F

電話:03(3356)3500 FAX:03(3225)1300

【大阪業務室】

大阪府大阪市福島区海老江5-2-2大拓ビルファイブ415

電話:06-6451-6721 FAX:06-6451-1808



## 株式会社 経理秘書

www.keirihisyo.com

経理・一般事務の派遣と紹介予定派遣・紹介  
経理・総務のアウトソーシング

当社は、太田細川会計事務所の関連業務の一環として平成3年に設立されました。当初はスペシャリスト・芸能人の皆さんが本来の仕事に専念・集中していただく為に管理業務については全て引き受けますというコンセプトの下、銀行との交渉、印鑑等も管理し振込み等も行なってきました。

又、最近では会計事務所業界の環境変化と顧客のニーズに対応すべく事業の開始からのコンサル、資産家のプライベートカンパニーの管理までも行なうようになりました。

一方で平成13年には経理専門の人材派遣業・紹介業も立ち上げ、OAGグループの顧客、更には幅広く営業活動を実施し大手企業・中堅企業の経理部門に派遣したり、人材の紹介を行なっ

ております。私共はOAGをバックに独自のスキルチェックを行い、スタッフの経理スキルを把握し又足りない所は研修を実施するなど経理に特化した新しい派遣業を目指しております。

その他助成金申請のコンサルや給与のアウトソーシング等も行い経理総務の総合プロデュース業として展開しております。

■ 創業 平成3年 ■ 資本金 4000万 ■ 従業員 25名

【東京本社】

東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル3F

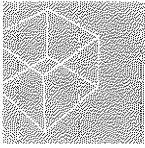
電話:03-3225-1381 FAX:03-3225-6605

【大阪支店】

大阪府大阪市淀川区宮原4-1-45 新大阪八千代ビル8階

電話:06-6150-1260 FAX:06-6150-1265





## 株式会社 福祉総研

www.fukushi-soken.com

福祉に関する総合ソリューションカンパニー

社会福祉法人を始めとした社会福祉事業者に対する、会計・人事・規程整備・施設整備等の経営に関するコンサルティング及び社会福祉法人の新規設立から運営に関する助言までのトータルサポートを行っています。

いまわが国の社会福祉事業は、大きな転換期を迎えています。平成12年4月の介護保険制度創設に続いて、平成15年4月からは「支援費制度」(障害者福祉)がスタートし、社会福祉事業の主要な部分は、利用者と事業者の直接的契約によって設立する制度へと移行しました。このような状況の中で、社

会福祉事業者は利用者から選ばれるサービスを提供することが求められる時代になってきました。

当社では、そのような社会福祉事業者の経営を多角的にサポートしていきます。経営アドバイス、会計受託、諸規程の整備、施設整備コンサルティング、社会福祉事業の経営及び新規法人設立に関わることならば、なんでもご相談に応じます。

■創業 平成14年 ■資本金 3100万 ■従業員 6名

【事務局本部】

東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル3階

電話:03-3352-7263 FAX:03-3352-0788

### ▼株式会社 福祉総研 関連機関のご案内

#### 総合福祉研究会

"社会福祉法人のバイオニアがあなたをバックアップ!"

平成12年、社会福祉事業法が改正され、平成12年4月からはいよいよ介護保険制度が施行されました。また、平成15年4月からは支援費制度もスタートしています。我が国の社会福祉が社会的弱者救済から国民すべてを広く対象とした福祉に切り替わり、そして社会福祉施設にとっては措置制度から利用制度への移行により、社会福祉制度の大きな転換とともに施設は「経営の

時代」に入りました。また平成8年税制改正により、年間の収入金額が8,000万円超の社会福祉法人を含む公益法人は、税務署に収支計算書を提出することになったことなども加わり、社会福祉法人を含む公益法人の経営コンサルタント集団として、税理士・公認会計士が集ってできた組織が"総合福祉研究会"です。

#### 福祉総合評価機構

所長の太田を含む上記「総合福祉研究会」役員、社会福祉法人関係者、団体役員などの方々によって設立されたNPO(特定非営利活動法人)です。「利用者主権」の理念を旗印に、①福祉会計簿記事業 ②福祉サービスに対する第三者評価事業 ③社会福祉事業者ネットワーク事業などを行っています。①は、日商などの簿記制度を福祉事業者の会計処理向けにアレンジし、福祉事業者や会計事務所の実務担当者などを対象に講座等を行うことによって、事業者の確かな経営基盤づくりをサポートします。②は福祉事業者の運営管理やサー

ビス提供プロセスなどを専門的・客観的な観点から評価し、結果を受審事業者の改善・発展へのヒントとして、また利用者の事業者選択の参考として役立てていただくものです。③は利用者の立場に立ったサービスや経営を、既存の福祉団体の枠にとらわれずに考えていこうとする有志の福祉事業経営者の研鑽と情報交換の場として、研修会の開催や人材育成事業を行っていくものです。今後各地に支部を設置し、各事業を全国的に実施してゆく予定です。

# ◎AG 研修会一覧

(今後の研修会の日程予定です)

	研修内容	講師	日程
法人税	「交際費の税務戦略を考えよう ～交際費課税を受けないために知っておくべきこと～」	太田・細川会計事務所 税理士 今田 和彦	2004 10/21
	「貸倒損失の税務戦略を考えよう ～貸倒れ処理をする前にやっておくべきこと～」	太田・細川会計事務所 税理士 今田 和彦	2004 11/4
税務調査	「知って得する税務調査のポイント ～元 国税調査担当者が語る～」	千野武税理士事務所 税理士 千野 武氏	2004 11/18
消費税	「知って得する消費税の仕組み」	太田・細川会計事務所 税理士 庭野 智	2004 12/2
源泉所得税	「知って得する源泉税の取り扱い」	未定	2004 12/16
印紙税	「知って得する印紙税」	太田・細川会計事務所 税理士 中根 稔	2005 1/13
所得・相続税	「社長と会社間の不動産賃貸・譲渡のポイント」 「後継者への株式譲渡、贈与のポイント」	太田・細川会計事務所 税理士 渡邊 正則	2005 1/20
経営分析	「できるビジネスマンといわれるための分析知識」	未定	2005 2/3
	「できるビジネスマンといわれるための分析知識」	未定	2005 2/17
	「できるビジネスマンといわれるための分析知識」	未定	2005 3/3
税制改正	「2005年の税制改正概要」	未定	2005 3/17

※内容は、変更する事もございます。

## OAG誌の初刊に寄せて

長かった残暑も終わり、いよいよ秋の到来です。食欲の秋、読書の秋、etc……。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

この度、太田・細川会計事務所では、広報誌「The Heartful OAG」を刊行することとなりました。

今回は、初刊ということで、OAG(太田アカンティンググループ)の紹介をメインとさせて頂いており、宣伝ばかりとなってしまいましたが、次回以降は、税務に関するトピックスを始め、経営者であるお客様の人生論や経営理念についてのご紹介や、その他、健康・料理等、税務にこだわらず、幅広く楽しい、そして皆様のお役に立つ記事を掲載していきたいと考えております。

また、広報誌は3ヶ月毎に発行する予定ですので、今後とも、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 『The Heartful ◎AG』 Vol.1

発行日：2004年（平成16年）10月20日発行

発行人：太田・細川会計事務所

〒160-0017 東京都新宿区左門町3番地左門イレブンビル5階 Tel.03-3352-7500（代表） Fax.03-3356-1180 www.otakaikei.com

担当：広報プロジェクトチーム

Tel.03-3352-7813（直通） Fax.03-3356-1100（直通）